

[契印・公印省略]

消 防 国 第 94 号
消 防 運 第 73 号
令 和 5 年 8 月 23 日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部
国民保護室長
国民保護運用室長

弾道ミサイル発射に係る情報伝達について

内閣官房から別添「弾道ミサイル発射に係る情報伝達について」（令和5年8月22日付け閣副事態第380号内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣審議官通知）により、北朝鮮から8月24日午前0時から8月31日午前0時（日本時間）までの間に衛星を打ち上げることについて通報があった旨、通知がありました。

つきましては、貴都道府県内の市区町村に対し、この旨周知をお願いいたします。

(連絡先)

担当：消防庁国民保護・防災部国民保護運用室

【Jアラートについて】

安西課長補佐、関根係長

TEL:03-5253-7550

【国民保護事案・連絡体制について】

富田課長補佐、島田係長

TEL:03-5253-7551

閣副事態第380号
令和5年8月22日

各指定行政機関危機管理部局長 殿
各都道府県知事 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣審議官 齋藤 秀生

弾道ミサイル発射に係る情報伝達について

弾道ミサイルが発射され、我が国の領土・領海に落下する又は我が国領土・領海の上空を通過する可能性があると判明した場合には、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び緊急情報ネットワークシステム（エムネット）を使用して情報伝達を行うこととしている旨、令和5年4月24日閣副事態第224号にて、お知らせしたところですが、本日、北朝鮮より8月24日0時～8月31日0時（日本時間）の間に衛星を打ち上げるとして、資料のとおり、通報がありました。

また、防衛省・自衛隊においては、防衛大臣からの破壊措置命令に基づき、所要の態勢を維持しているところです。

つきましては、指定行政機関危機管理部局長にあつては、所管する指定地方行政機関及び指定公共機関に対して、都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市区町村及び指定地方公共機関に対して、周知をお願いします。

（連絡先）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
国民保護企画担当

石田 wataru.ishida.r8n@cas.go.jp

松本 nobuyoshi.matsumoto.j5c@cas.go.jp

加藤 daichi.kato.f2i@cas.go.jp

佐藤 em-net.m4k@cas.go.jp

電話：03-3581-3465

北朝鮮水路当局からの通報について

北朝鮮による人工衛星打ち上げ

期間 8月24日午前0時～

8月31日午前0時（日本時間）

